

四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る
意見書

令和6年3月12日
企業会計審議会

企業会計審議会委員名簿

(令和6年3月12日現在)

	氏名	現職
会長	徳賀 芳弘	京都先端科学大学副学長 京都大学名誉教授
委員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)執行役員 運用本部 副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	引頭 麻実	東京ガス(株)社外取締役、味の素(株)社外取締役 三井不動産(株)社外取締役
	小倉 加奈子	公認会計士
	金子 裕子	公認会計士
	阪 智香	関西学院大学商学部教授
	佐々木 啓吾	住友化学(株)常務執行役員
	佐藤 雅之	日揮ホールディングス(株)代表取締役会長 CEO
	田代 桂子	(株)大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長
	林 隆敏	関西学院大学商学部教授
	堀江 正之	日本大学商学部教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員
	弥永 真生	明治大学大学院会計専門職研究科教授
	米山 正樹	東京大学大学院経済学研究科教授

[50音順、敬称略]

企業会計審議会 監査部会委員等名簿

(令和6年3月12日現在)

	氏名	現職
部会長	堀江 正之	日本大学商学部教授
委員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)執行役員 運用本部 副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
	引頭 麻実	東京ガス(株)社外取締役、味の素(株)社外取締役 三井不動産(株)社外取締役
	小倉 加奈子	公認会計士
	金子 裕子	公認会計士
	林 隆敏	関西学院大学商学部教授
	弥永 真生	明治大学大学院会計専門職研究科教授
臨時委員	青山 朝子	NEC Corporate SVP, Deputy CFO 兼 経理財務部門長
	今給黎 真一	(株)日立製作所 財務統括本部担当本部長
	上田 亮子	京都大学経営管理大学院 客員教授
	小畑 良晴	(一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	紙谷 孝雄	公認会計士
	後藤 敏文	(公社)日本監査役協会 専務理事
	白川 もえぎ	弁護士
	高田 知実	神戸大学大学院経営学研究科教授
	林田 晃雄	読売新聞東京本社 調査研究本部研究員
	藤本 貴子	日本公認会計士協会副会長
	町田 祥弘	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	松元 暢子	慶応義塾大学法学部教授
	松本 祥尚	関西大学会計専門職大学院教授
	幹事	渡辺 諭

[50音順、敬称略]

四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂について

令和6（2024）年3月12日
企業会計審議会

一 経緯

金融商品取引法に基づく四半期報告制度については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、

- ・ 金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止して取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」し、
- ・ 速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビュー（以下「一本化後の四半期決算短信におけるレビュー」という。）を一律には義務付けず、企業の判断に委ねる

などの方向性が示されたことを受け、金融庁において、金融商品取引法上の四半期開示義務の廃止に向けて、金融商品取引法の改正案を取りまとめ、令和5（2023）年3月に国会に提出し、同年11月に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。

また、この金融商品取引法の改正（以下「改正後の金融商品取引法」という。）に伴う関係法令において、改正後の金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューなどに関する所要の規定の整備を行うこととされている。

こうした中、四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応について、当審議会は、令和5（2023）年9月から、監査部会において審議を開始した。

年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う中間財務諸表その他の期中財務諸表（以下「期中財務諸表」という。）に対するレビュー（以下「期中レビュー」という。）については、種々異なる需要が想定されるところである。

例えば、幅広い利用者に共通するニーズを満たすべく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された期中財務諸表（以下「一般目的の期中財務諸表」という。）に対して、経営者が採用した会計方針が企業会計の基準に準拠し、それが継続的に適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、期中財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断した結論（以下「適正性に関する結論」という。）を表明することがある。この判断には、期中財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、期中財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれる。一方で、期中財務諸表が当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての結論（以下「準拠性に関する結論」という。）を表明することもあるが、この場合には、財務諸表が全体として適正に表示されているか否かについての一步離れて行う評価は行われぬ。なお、現行の四半期レビュー基準では、四半期財務諸表についての適正性に関する結論の表明のみが規定されている。このほか、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された期中財務諸表（以下「特別目的の期中財務諸表」という。）

に対して結論を表明することもある。

こうしたことから、当審議会においては、四半期レビュー基準について、改正後の金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューに加えて、一本化後の四半期決算短信におけるレビューも含め、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビューの全てに共通するものとする方向で改訂の検討を進めることとし、令和5（2023）年12月、監査部会において公開草案を公表し、広く各界の意見を求め、寄せられた意見を参考としつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」として公表することとした。

今回の改訂においては、四半期レビュー基準を期中レビュー基準に名称変更するとともに、現行の四半期レビュー基準で規定している適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式を期中レビュー基準に導入し、併せて、レビュー実務における混乱や期中財務諸表利用者の誤解等を避けるため、特別目的の期中財務諸表に対する結論の表明の位置付けを明確にすることとした。

その際には、一般目的の期中財務諸表と特別目的の期中財務諸表のそれぞれについて適正性に関する結論の表明と準拠性に関する結論の表明とがあり得ることを踏まえつつも、監査基準の枠組みとの整合性にも十分配慮し、かつ、現行の四半期レビュー基準の趣旨を踏まえ、改正後の金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューのような一般目的の期中財務諸表を対象とした適正性に関する結論の表明を基本とすることとした。

今回の改訂により、期中レビュー基準には準拠性に関する結論の表明の形式が導入されることとなるが、当該結論を表明するに当たっては、適正性に関する結論を表明する場合に準じた対応が必要となることについて、公認会計士はもちろん、期中財務諸表の作成者や利用者に対しても、適切な理解を促すため十分に周知が図られることが望ましい。

二 主な改訂点とその考え方

1 期中レビュー基準への名称変更

今般の監査部会における審議の結果、期中財務諸表の種類や結論の表明の形式を異にするレビューも含め、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビューの全てに共通するものとして、四半期レビュー基準の名称を期中レビュー基準に改めることとした。

2 期中レビューの目的の改訂

期中レビュー基準において、監査基準の枠組みとの整合性にも十分配慮し、かつ、現行の四半期レビュー基準の趣旨を踏まえ、改正後の金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューのような一般目的の期中財務諸表を対象とした適正性に関する結論の表明を基本としつつ、一般目的の期中財務諸表又は特別目的の期中財務諸表を対象とした準拠性に関する結論の表明が可能であることを明確にした。

3 実施基準の改訂

期中レビューの実施に当たっては、準拠性に関する結論の表明の場合であっても、適正性に関する結論の表明の場合と同様に、期中レビュー手続を実施し、結論の表明の基礎となる証拠を得なければならないことから、「第二 実施基準」が当然に適用されることに留意が必要である。継続企業の前題に関する手続についても、準拠性に関する結論の表明の場合であっても、適正性に関する結論の表明の場合と同様である。また、期中財務諸表に対する期中レビューの結論を表明する場合のほか、期中財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する期中レビューの結論を表明する場合についても、期中レビュー基準が適用される（その際、期中レビュー基準中「期中財務諸表」とあるのは、必要に応じ「個別の期中財務表」又は「個別の期中財務諸表項目等」と読み替えるものとする。）。

なお、特別目的の期中財務諸表には多種多様な期中財務諸表が想定されることから、「第二 実施基準」において、監査人は、特別目的の期中財務諸表の期中レビューを行うに当たり、当該期中財務諸表の作成の基準が受入可能かどうかについて十分な検討を行わなければならないことを明確にした。このほか、特別目的の期中財務諸表の期中レビューを行うに当たっては、当該期中財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されていることに留意する必要がある。

4 報告基準の改訂

「第一 期中レビューの目的」において、適正性に関する結論に加えて準拠性に関する結論にかかる記述を付記したことを踏まえ、「第三 報告基準」において、期中レビュー報告書において記載すべき事項を明確にした。すなわち、「第三 報告基準」の「1 結論の表明」では、適正性に関する結論の表明について特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表の場合を付記するとともに、これに加えて、準拠性に関する結論の表明について規定し、監査人が準拠性に関する結論を表明する場合には、作成された期中財務諸表が、当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しなければならないこととした。準拠性に関する結論を表明するに当たって、監査人は、経営者が採用した会計方針が、会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、期中財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかについて形式的に確認するだけでなく、当該会計方針の選択及び適用方法が適切であるかどうかについて、会計事象や取引の実態に照らして判断しなければならないことにも留意が必要である。

なお、準拠性に関する結論の表明については、別途の報告基準を改めて規定するのではなく、適正性に関する結論の表明を前提としている報告基準に準拠することとしているが、特別目的の期中財務諸表の利用者の誤解を招かないようにするために「第三 報告基準」に「14 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の追記情報」を設けた。すなわち、特別目的の期中財務諸表に

対する期中レビュー報告書を作成する場合には、期中レビュー報告書に、会計の基準、期中財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、期中財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならないこととした。また、期中レビュー報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該期中レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならないこととした。

三 不正リスク対応基準との関係

期中レビューについては、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないことから、不正リスク対応基準は期中レビューには適用されない。なお、期中レビューの過程において、期中財務諸表に不正リスク対応基準に規定している不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合等には、監査人は、必要に応じて、期中レビュー基準に従って、追加的手続を実施することになる。

四 実施時期等

- 1 期中レビュー基準は、令和6年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。
- 2 1の規定にかかわらず、改正法附則第3条第2項に規定する、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表の期中レビューについては、期中レビュー基準を適用する。
- 3 改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書又は同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表については、引き続き、中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある。
- 4 期中レビュー基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

期中レビュー基準

第一 期中レビューの目的

- 1 期中レビューの目的は、経営者の作成した中間財務諸表その他の期中財務諸表（以下「期中財務諸表」という。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。

期中レビューにおける監査人の結論は、期中財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

- 2 期中財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該期中財務諸表が会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて、結論として表明することがある。

第二 実施基準

- 1 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

監査人は、期中レビュー計画の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、期中財務諸表の作成に係る内部統制についても十分に理解しなければならない。

- 2 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の検討

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表の期中レビューに当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討し

なければならない。

3 期中レビュー計画

監査人は、期中レビュー計画を、年度の財務諸表の監査の監査計画のなかで策定することができる。年度の財務諸表の監査を実施する過程において、期中レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、その変更等が期中レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。

4 期中レビュー手続

監査人は、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施しなければならない。期中レビュー手続は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎を与えるものでなければならない。

5 質問

監査人は、期中財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか、会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定の変更、偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか、経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施しなければならない。

6 分析的手続

監査人は、期中財務諸表と過去の年度の財務諸表や期中財務諸表の比較、重要な項目の趨勢分析、主要項目間の関連性比較、一般統計データとの比較、予算と実績との比較、非財務データとの関連性分析、部門別・製品別の分析、同業他社の比率や指数との比較等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間の関係を確認するために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施しなければならない。分析的手続を実施した結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確認しなければならない。

7 会計記録に基づく作成

監査人は、期中財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されていることを確かめなければならない。

8 追加的な手続

監査人は、期中財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない。

9 後発事象

監査人は、期中財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない。

10 継続企業の前提

監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。

また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、期中財務諸表に係る当会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。

これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

11 経営者からの書面による確認

監査人は、適正な期中財務諸表を作成する責任は経営者にあること、期中財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること、期中財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が期中レビューの実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

12 経営者等への伝達と対応

監査人は、期中財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、経営者等にその事項を伝達し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、当該事項の期中レビューの結論への影響を検討しなければならない。

13 他の監査人の利用

監査人は、他の監査人によって行われた期中レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した期中財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した期中レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

第三 報告基準

1 結論の表明

監査人は、適正性に関する結論を表明する場合には、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表については、当該期中財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、作成された期中財務諸表が、当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったどうか

に関する結論を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、適正性に関する結論の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

2 審査

監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。

3 期中レビュー報告書の記載

監査人は、期中レビュー報告書において、監査人の結論、結論の根拠、経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、結論を表明しない場合には、その旨を期中レビュー報告書に記載しなければならない。

4 結論の表明との区別

監査人は、継続企業の前提に関する事項を期中レビュー報告書に記載する場合又は期中財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を期中レビュー報告書において情報として追記する場合には、それぞれ別に区分を設けて、結論の表明とは明確に区別しなければならない。

5 無限定の結論

監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論（この場合の結論を「無限定の結論」という）を表明しなければならない。この場合には、期中レビュー報告書に次の記載を行うものとする。

(1) 監査人の結論

期中レビューの対象とした期中財務諸表の範囲、及び経営者の作成した期中財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政

状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったこと

(2) 結論の根拠

一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行ったこと、期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること

(3) 経営者及び監査役等の責任

経営者には、期中財務諸表の作成責任があること、期中財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

(4) 監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにあること

期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること

6 結論に関する除外

監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、期中財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、修正すべき事項、可能であれば当該事項が期中財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。

7 否定的結論

監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が期中財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとす

るほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、結論の根拠の区分に、その理由を記載しなければならない。

8 期中レビュー範囲の制約

監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。

9 結論の不表明

監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、期中財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

10 他の監査人の利用

監査人は、他の監査人が実施した期中レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な期中レビュー等の手続を追加して実施できなかった場合には、重要な期中レビュー手続が実施できなかった場合に準じて結論の表明の適否を判断しなければならない。

11 将来の帰結が予測し得ない事象等

監査人は、重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、期中財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

12 継続企業の前提

監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び期中レビュー報告書の記載を行わなければならない。

(1) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていると判断し

て、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について期中レビュー報告書に記載しなければならない。

(2) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

13 追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適切と判断した事項は、期中レビュー報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

- (1) 会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象
- (4) 監査人が結論を表明した期中財務諸表を含む開示書類における当該期中財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

14 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表に対する期中レビュー報告書には、会計の基準、期中財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該期中財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、期中レビュー報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。